



2024年度 安全報告書

加賀エアロシステム株式会社

本安全報告書は、航空法第111条の6並びに同法施行規則第221条の5及び第221条の6の規定に基づいて作成したものです。

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(1) 安全方針

『会社は法令を遵守して、安全の確保及び維持を最優先事項とする。』と宣言しています。

(2) コミットメント

『会社の最大の関心はお客様と従業員並びに一般市民の安全確保であり、安全を会社経営の最重要基盤とし、さらに常に社会的使命及び責任を有することを信念とします。』と公約しています。

(3) 法令・規程類の遵守

会社及び全従業員は法令及び規程類に精通して、これらを遵守することをモットーとしています。

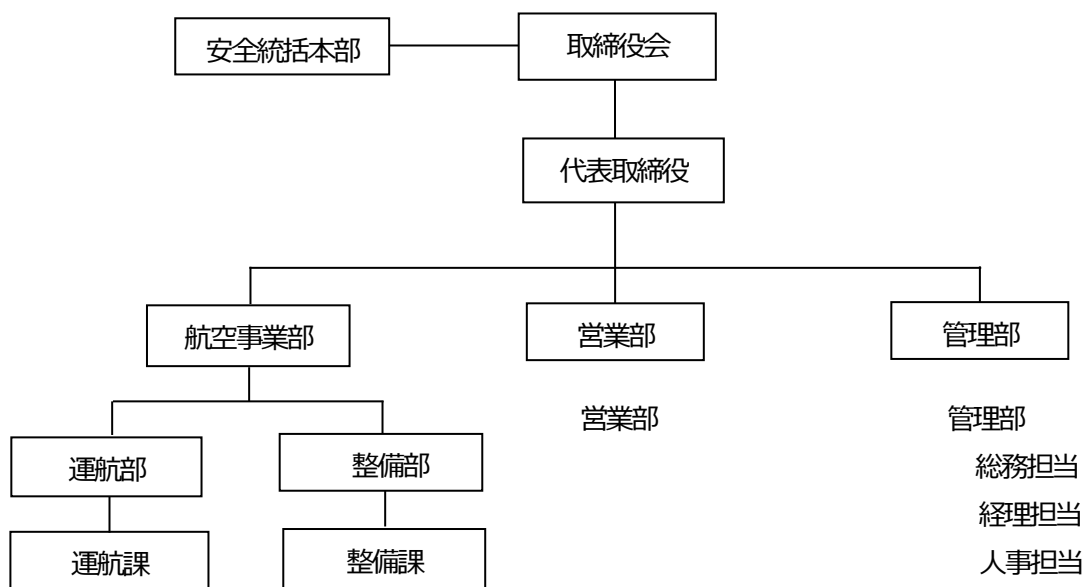
(4) 安全目標

安全方針に沿った取組目標を年度毎に設定し、その達成に最大限の努力を傾注しています。

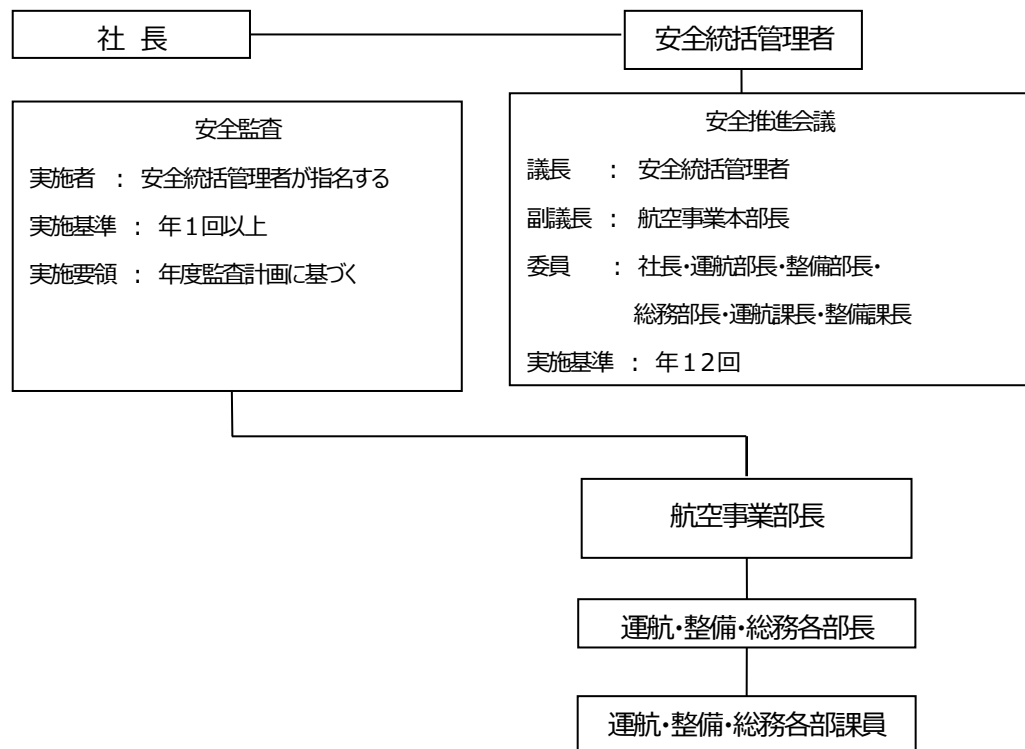
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(1) 安全確保に関する組織

① 会社全体組織図



② 安全管理システムの機能図



(2) 各組織の機能、役割の概要

① 代表取締役

安全に関するコミットメントを行ない、安全上の問題に関する最終的な実施責任と説明責任を負う。

② 安全統括管理者

- 安全管理の取組みに関して全般的な統括管理を行なう。
- 安全管理システムの継続的な改善を推進し、安全の監督を行なう。
- 航空従事者の不適切な飲酒事案の発生防止のため、社内の飲酒対策を統括管理する。

③ 各部門の人員数

- 安全統括本部 8名（兼務者：6名 安全推進員含む）

安全全般に関する推進役として、運航、整備、総務部及び防災事業部の現業部門との連携を密にして組織的な安全確保に努め、併せて全社的な安全意識の高揚を図る。

- 航空機乗組員及び整備従事者

(a) 操縦士 5名

(b) 整備士 11名

- 運航管理担当者及び有資格整備士

(a) 運航管理担当者 8名（兼務者：5名）

(b) 有資格整備士 7名

(3) 日常運航の支援体制

- ① 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容
これらは、「運航規程審査要領」(空航第 58 号)、「整備規程審査要領」(空機第 73 号)及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可並びに事業計画変更の認可及び届出の取扱要領」(空事第 17 号・空機第 91 号・空航第 102 号)により定められており、それらに基づく自社の運航規程及び整備規程を制定して、着実に運用します。
- ② 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制
基本操作に基づく運航及び整備の業務を遂行することを念頭に、些細な問題点の発生に対しても定例ミーティング等の機会を通じて情報の共有、分析・検討及び対策等を図り社員全員への周知、徹底に努めています。
- ③ 安全に関する社内啓発活動等の取組み
 - a. 安全確保のために安全全般について年度毎に安全推進計画を定めて、全社一丸でその遂行に取り組んでいます。
 - b. 安全推進会議の定期及び臨時の開催
 - c. 安全内部監査の実施
 - d. 安全教育及び安全ミーティングの実施
 - e. 国、関係機関及び関連団体等が企画する安全講習会・セミナーへの積極的な参加

(4) 使用している航空機の情報

機 種	機 数	座席数	年間飛行時間	導入時期	機齢
B206 型	1 機	5 席	9 2 : 3 0	1989 年	3 6
MD600N 型	1 機	7 席	1 1 4 : 0 0	2000 年	2 5

3. 法第 1 1 1 条の 4 の規定による報告に関する事項

航空法第 111 条の 4 並びに施行規則第 221 条の 2 (安全上の支障を及ぼす事態の報告) に該当する事項はありませんでした。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

- (1) 弊社は、平成 28 年 3 月 18 日付で大阪航空局長から「航空運送事業及び航空機使用事業」の許可書をいただき、平成 30 年 1 月 15 日から事業を開始しました。
事業開始から約 7 年の事業期間を無事に経過することができました。
さらに、本年度は大阪航空局による 6 回目の安全監査立入検査を受検しました。
安全監査立入検査においては、不適切事項及び指摘事項は有りませんでした。
- (2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他文書による行政処分又は行政指導は、全ての項目においてありませんでした。

(3) 令和6(2024)年度の安全指標及び安全目標値の実績

	安全指標	安全目標値	実績値
1	航空事故発生件数	0 件	0 件
2	重大インシデント発生件数	0 件	0 件
3	安全教育及び 安全ミーティングの実施	各半期にそれぞれ1回以上 各四半期にそれぞれ1回以上	安全教育 6回 安全ミーティング 4回
4	安全推進会議の実施	12回	12回

(4) 令和7(2025)年度の安全指標及び安全目標値

(令和7年4月～令和8年3月)

	安全指標	安全目標値
1	航空事故発生件数	0 件
2	重大インシデント発生件数	0 件
3	安全教育及び安全ミーティングの実施	安全教育：各四半期にそれぞれ1回以上 安全ミーティング：各四半期にそれぞれ1回以上
4	安全推進会議の実施	毎月計画実施 (第2金曜日基準)